

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○土地収用法に基づく事業の認定（用地対策課）	1
○告示（県道の路線の認定）の一部改正（道路課）	2
○道路の区域変更（ 〃 ）	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	2

告 示

高知県告示第33号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成27年1月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 起業者の名称
仁淀川町
- 事業の種類
仁淀川町仁淀総合支所庁舎建設事業
- 起業地
 - 収用の部分
吾川郡仁淀川町森2549番1
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
平成26年11月25日に仁淀川町から申請があった仁淀川町仁淀総合支所庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、昭和44年に建設された仁淀川町仁淀総合支所庁舎の老朽化に伴う庁舎の新築移転事業であることから、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用供する施設」に係る事業に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である仁淀川町は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
仁淀川町は、平成17年8月1日に旧池川町、旧吾川村及び旧仁淀村が合併して誕生した人口6,203人（平成26年4月1日現在）、総面積332.96平方キロメートルの町である。同町は、本県の北西部に位置し、高知市と愛媛県松山市とを結ぶ国道33号と本県の中山間を横断する国道439号とが町内で交差している。
町域は、同町の中央を仁淀川が東西に流れ、面積の約9割を森林が占める等自然豊かな地域であるが、全域が急峻な地形であり、平地は少なく、集落は、川沿い又は標高200メートルから700メートルまでに点在しており、地滑り等の災害に対する備えが必要となっている。
仁淀川町では、東日本大震災後の平成23年6月議会で、仁淀川町仁淀総合支所庁舎の耐震診断を行うことを決定し、その結果、当該庁舎は、震度5を超えるような大規模な地震に際して倒壊し、又は崩壊する危険性があると診断されている。
また、現在の仁淀川町仁淀総合支所庁舎は、来客用駐車場は雨天時等には混雑することが恒常化していることに加えて、庁舎内は狭隘であり、住民の待合スペース及び執務スペースは、十分確保されておらず、高齢者、障害者等への配慮も十分になされていない状況である。
仁淀川町仁淀総合支所庁舎は、大規模災害発生時には、住民救助、情報の集積及び復旧復興の拠点になると共に、行政機能を維持するため十分な耐震機能を有する必要があり、仁淀川町では、これらの問題を是正するため、平成23年6月議会で新庁舎検討委員会の設置を検討するとともに、平成25年12月議会で改めて庁舎改築についての説明を行い、議会との合意形成を図る一方で、平成26年4月に職員による庁舎建設プロジェクトチームを設置し、建設に向けて準備を進めるとともに、同年6月30日には、地区説明会を開催している。
庁舎の床面積は、現在の常勤の職員数から標準で793.2平方メートルが必要とされるが、現在の執務スペース、書庫の利用状況、各種会議室の規模及び会議の開催頻度等を考慮し、スペースの効率化を図った上で、2

- 階段での563.5平方メートルを見込んでいる。
また、庁舎敷地内に必要とする駐車場の面積は、公用車用の17台に加えて、来庁者用駐車場として現在の利用状況から8台を見込んでおり、併せて25台で381平方メートルを計画しているほか、住民のための憩いのスペース、防災倉庫等を設置することも計画している。
本件事業は、早期に庁舎の耐震機能及び行政機能を十分に発揮するためのスペースを確保し、住民の利便性の向上のため、仁淀川町仁淀総合支所庁舎を整備するものであり、地域に一層貢献することができるものである。
以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
- 本件事業の施行により失われる利益について
本件事業の起業者である仁淀川町の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。
また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。更に、仁淀川町は、本件事業の施行において、起業地の生活環境に及ぼす影響をできる限り軽減するとしている。
以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。
- 代替案の検討について
本件事業の起業地は、行政サービスの拠点となることを考慮して、人口の集積、交通の利便性及び他の公的機関との距離を条件に3箇所の候補地を選定し、経済性、合理性、効率性等も含め、あらゆる角度から適地性について比較検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、最も広い面積を確保することができることにも仮庁舎の設置が不要であり、最適であると判断される。
また、本件事業により建設される施設面積は、仁淀地区の行政サービスの拠点として機能する上で必要な事項を勘案して決定されており、適当であると認められる。
- 比較衡量
アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ

るとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、仁淀川町仁淀総合支所庁舎は、老朽化が著しく、利用者の利便性向上のためにも、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業の起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
仁淀川町仁淀総合支所

高知県告示第34号

平成7年4月高知県告示第206号(県道の路線の認定)で路線の認定をした県道について路線名を変更することとし、同告示の一部を次のように改正する。

平成27年1月23日

高知県知事 尾崎 正直

表中「高知東インター」を「なんこく南インター」に改める。

高知県告示第35号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年1月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町市生 原字荒瀬17番1地先 から 高岡郡四万十町市生 原字中ダバ22番1地 先まで	前	11.5 }	66
	後	11.5 }	
		15.5	
		15.0	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市介良乙丙土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年1月23日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	竹内 邦雄	高知市介良丙 110
〃	田中 孝親	〃 〃 613
〃	國澤 正勝	〃 介良乙1643
〃	濱田 喜正	〃 介良丙 543
〃	竹内 清幸	〃 介良乙1381-2
〃	小松 親永	〃 〃 1420-1
〃	葛岡 博樹	〃 〃 2500
〃	西村清一郎	〃 〃 2688-4
〃	竹村 幸男	〃 大津乙 548-1
〃	鍋島 良忠	〃 介良丙 77
〃	竹内 義昭	〃 介良乙2922
監事	川添 裕之	〃 〃 2160
〃	藤田 俊男	〃 介良丙 425
〃	土居 耕樹	〃 介良乙3290
(就任)		
理事	竹内 邦雄	高知市介良丙 110
〃	田中 孝親	〃 〃 613
〃	川添 裕之	〃 介良乙2160
〃	國澤 正勝	〃 〃 1643
〃	葛岡 博樹	〃 〃 2500
〃	竹内 直志	〃 〃 1324-2
〃	竹内 義昭	〃 〃 2922
〃	濱田 喜正	〃 介良丙 543
〃	西村清一郎	〃 介良乙2688-4

〃 山添真次郎 〃 大津乙 479
監事
〃 横山 聡 〃 介良乙2011
〃 中島 正根 〃 介良丙 29

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年1月23日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第1号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「病院の主任部長」
」
を
「病院の主任部長
病院の経営事業部長(任用等級が1等級の者に限る。)」
に、「経営事業部長」を「経営事業部長(任用等級が2等級の者に限る。)」に改める。

附 則

この規程は、平成27年1月23日から施行し、改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。